

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 木村 暢 宏

路線名	県道南古谷停車場線
供用開始の区間	川越市大字並木字中田二三九番六地 先から同市大字並木字中田二四一番 十九地先まで
供用開始の期日	令和八年三月十七日
備考	平成二十年三月二十八日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十号で告示した道路予定地域の一部供用開始である。